

別記様式第八の二

河川法施行令第 16 条の 2 第 3 項の規定に基づき、〇〇閘門（まゐりかど）の通航方法を次のように指定する。ただし、この通航方法の指定は、平成 年 月 日から適用する。

一 並進（ならびすすむ）しないこと。

二 前に閘門内（まゐりかど）に進入した舟又はいかだと〇〇メートル以上の間隔を保って進入すること。

三 閘門（まゐりかど）のゲートの開閉が完了した後出入すること。